

奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成20年3月6日(木) 13:30~16:40

2 場所

奈良家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 上垣 功, 岸本年史, 平山文堂, 西鷹一泰, 中川和男, 米山京子
片岡勝行, 前田順司

(事務局) 柳沢首席家裁調査官, 廣田主任書記官, 應治事務局長, 山田事務局次長,
木原地裁総務課長

4 議事(□:委員長, ○:委員, ●:事務局)

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 新委員の紹介等
- (3) 意見交換(テーマ:成年後見制度について)

(※裁判所からプレゼンテーションソフトや広報用ビデオを用いて説明)

- 一般の方に後見制度が、どれくらい理解されているかという点などについてうかがいたい。
- 私は山村に住んでいるが、少子高齢化が特に進んでおり、若者は村を出て一人暮らしの高齢者が目に見えて増えてきている。周りの高齢者の方に「後見制度というのを知っていますか。」と尋ねると、きまって「それは何ですか。」という返事が返ってきた。これが山村における高齢者の実態だと思う。後見制度について、行政側でもPRというか宣伝活動をしたり、裁判所も出前講義を行っているとのことであるが、今後、行政のほか裁判所でもより一層、宣伝活動をやっていただきたい。
- 制度のPRには限界があると思う。制度のPRと共に、行政の側で相当の高い意識を持って個別具体的に制度を必要とする人に制度利用についての働きかけをすることが必要ではないか。先ほどの説明では、市町村申立てが数件あったということであったが、そうした事例は、行政が本人の親族に成年後見申立てを働きかけたにもかかわらず申立てがされなかったためなのか。それとも、そもそも働きかける親族もいなかったためなのか。
- 本人が独居老人というような形で、行政が何らかの手を差し伸べざるを得ないというように、最後の手段として、行政が申立てをする事例が多い。
- 直接、必要性が生じて、初めて成年後見制度を知るというのが一番多いように思う。例えば、「成年後見人を付けてもらわないと取引できません。」と金融機関や証券会社から言われたり、あるいは、財産被害に遭ったことを知ったヘルパーやケアマネージャーからアドバイスを受けるような事例が多いようである。法定後見制度

よりも、任意後見制度がもっと世間に知られて、事前に契約がされるようになればいいのではないかと思う。

- 裁判員制度と同じであるが、成年後見制度というも一般にはまだまだ知られていないと思う。市町村申立てが数件しかないということであるが、現実には、もっと多くの困っている事例というのがあるように思う。
- 全国的にも市町村長申立ては非常に少ない。裁判員制度広報で、ある村を訪ねたとき、村長から「市町村合併すると、住民に細かな配慮ができない。」という話を聞いたことがあり、小さい村などでは丁寧な行政サービスがされているような印象を受けたが、実際のところはどのようなものか。
- みんなでケアしようというような考え方はある。しかし、成年後見制度というのは知られていないというのが実情である。
- 行政機関が社会福祉という見地から成年後見制度をPRしてもらえよう、裁判所としては行政機関との協議会などを開いているが、行政機関の役割と裁判所の役割の在り方がどのようにあるべきと思うか。県内に59か所ある地域包括支援センターが機能的に動けば、もう少し成年後見制度が広まるということもあるのではないかと思うがいかがか。
- 地域包括支援センターは経済的に大変である。そこで働いている者の負担にも大きいものがある。色々な役割を担わされており、ケアプラン作りに忙殺され、負担も大きいようである。しかし、例えば、高齢者に対するイジメのようなものがあれば、ケアマネージャーが弁護士などを紹介して成年後見の申立てをしている。
- 裁判所としては、一般向けのPRというものもさることながら、行政向けのPRに重点を置くべきではないか。それというのも、一般の方は困ったときには、まず行政の方に行くと思うし、行政では、福祉の手続などの関係で住民と接触機会も多いであろうから、そういう機会に一般の人に情報提供するよう裁判所から行政に働きかけると効果があるように思う。
- 裁判所から一般の人に対するPRは、それほど必要ではないと思う。裁判所には、PRよりもむしろ申立てをしやすくするような検討をしていただきたい。
- 県には、高齢福祉課、健康増進課、生涯福祉課というのがあるが、直接、住民が相談に行くのは住民課ではないかと思う。各課では非常に広範囲のことをやっており、しかも2、3年ごとに異動があるため、成年後見制度に知識のない方が多いというのが問題であろう。行政担当者の知識を深めることになると思うが、これは繰り返し同じことをやることになる。大きな財産がある場合よりも、認知症患者はもちろん、知的障害者、精神障害者、さらには聴覚障害者や視覚障害者も含め、知人や友人だけでなく家族からも財産を侵害されているような、もっと小口の事例が多いのではないかと思う。こういう事例に対処するため、成年後見人を選任することが本人の財産を守ることになるのではないか。もう少し身近な問題としてとらえられるようPRすべきではないか。
- 裁判所の広報用ビデオを見て、財産が少ない人にも成年後見制度というのは開かれているのかなあと考えた。
- 裁判所の広報用ビデオでは、成年後見制度が財産管理のためというのが強調され

ているような内容になっていたが、本人を介護施設に入所させるなどケアするための制度という側面はどうか。

- 成年後見制度は、身上監護と財産管理が二本柱である。広報用ビデオの中には身上監護というのがあまり出てきていないが、例えば、老人ホームと適切な契約を締結するといった本人の身上監護のための申立てが約半数ではないかと思う。
- 身上監護の必要はあっても財産がない場合には、申立てに費用がかかるという問題や成年後見人になってもらえる人がいなくて第三者に成年後見人になってもらうには報酬が必要になるという問題がある。
- 成年後見人の仕事は相当大変ではないか。仕事を持って、成年後見人をするのはかなりきついと思う。だからといって、例えば、息子がいるのに第三者を成年後見人にするというのは冷たすぎるという話になる。こうした面から、申立人が二の足を踏むということもあるのではないか。
- 確定申告は大変だと思うが、自分の確定申告以外にも本人の確定申告を行うようなものである。本人の領収書を集め、月々収支を付けたりするので大変といえば大変かもしれない。ただ、第三者に成年後見人になってもらうと月に数万円の報酬が必要になってくる。実務では、家族が申立人となり、無報酬で成年後見人をしているのがほとんどである。まさに親族関係にあるからこそ無報酬でできるのではないかと思う。財産が潤沢な人の場合、弁護士を成年後見人候補者に推薦してやることもあるが、裁判所が成年後見人を選ぶときには、本人が経済面でも最も良い人生を送ってもらうため、平均余命があと何年なのかというようなことも考えることになるが、少ない財産の場合には、やはり無報酬で家族に成年後見人をしてもらうほかないというような場合もある。
- 成年後見人と保佐人をそれぞれ1件ずつやっている。そのうち、成年後見人は、財産関係の紛争のために就任したものであり、身上監護は、本人と同居している家族が行っていることから、私自身に大きな負担はない。これに比べると、保佐人の方は、本人が元気で活動的ということもあって大変である。
- 申立人にとっては、費用が安くすむということ、また、申立て後、迅速な裁判がされるというのが重要なポイントということになる。問題点としては、鑑定ということになると5万円から10万円という費用負担と、60日以内の裁判というのを目標にしているが実際のところ半年とか、あるいは、鑑定を行うともう少し時間を要するという点である。費用の面でも時間の面でも、本人の心身の状況を明白にするための鑑定というのがネックになっている。
- 申立てについて、申立人自身が行うのと代理人を通じて行うのとの割合はどれくらいか。
- 七、八割は、申立人自身が行っているのではないかと思う。
- 費用の関係では、本人は財産をもっているでも申立権者が財産を持ってないとか、あるいは、申立権者が財産をもっているでも本人との人間関係がよくないため、費用負担してまで申立てしたくないという事例がある。例えば、離婚した夫婦の子が養育してもらった親以外の親（本人）と没交渉の上、養親から本人の悪いことを聞かされている場合、その子が本人に費用を出す気は毛頭ないということがある。いろ

いろ関係者から説得されて、費用を負担しないでよいのなら申立てしてもよい、というところまでいくことがある。他の裁判所では、申立費用や鑑定費用は本人負担とするが、代理申立てに要する費用は本人負担にはできないという判断であった。代理申立てに要する費用は、民法上の事務管理に要する費用であると理解しているが、本人に資力があれば、この費用を本人に負担させることとすれば申立てがしやすくなるのではないか。私が住んでいるところから奈良にくるために使う駅では、奈良県の住民が50パーセント、京都府の木津町と精華町の住民が50パーセントである。奈良市民は電車で10分くらいで奈良の裁判所に申立てできるが、京都府民の人は1時間くらいかけて逆の方向に行かざるを得ない。これは裁判所の管轄を行政管轄に合わせているから、こういうことになっているので、必ずしも、これにこだわる必要のない事件については、近い裁判所、行きたい裁判所という選択的に管轄を認めてもらえれば成年後見の申立てもしやすくなるのではないかと思っている。

- 代理申立てに要する費用は、本人負担である、と言い切ることはできない。申立ては申立人自身が行うこともできるし、本人に費用負担させることは、本人の財産を減らしてしまうことにもなる。
- 市町村の窓口で成年後見申立てに必要な書類はそろえているのか。
- 市町村に完備している状況にはないが、要請があれば送付している。
- 市町村において、ある程度の成年後見についての相談に乗るという状況になれば、相当程度問題は解決するように思う。独立簡裁に成年後見申立てに必要な書類を置いてはどうか。
- 手続費用については、本人の財産を守ることになるので本人に負担してもらえばよいと思っている。鑑定料として、5万円から10万円が高いかどうかという点であるが、以前の禁治産制度のころが30万円くらいだったのと比べると格段に安くなっているということを周知していただきたい。鑑定書というのは、診断も含めて大変な責任を伴うので、5万円から10万円というのは決して高くなく、鑑定書も従前に比べると簡便になっているが、妥当な金額だと思う。
- 医療訴訟の鑑定費用は、平均すると50万円から60万円と言われている。大変忙しい中、たくさんの記録を基に高度な知的労働を行うことを考えれば、この金額もそんなに高いものではないように思う。土地家屋調査士による鑑定の場合、200万円というような額が必要だと言われるようなことがある。鑑定する側にすれば当然の額なのかもしれないが、申立てする側の感覚はどのようなものか。

裁判所としては、非常に詳細な鑑定を求めることなく、定型的に、なるべく医師に負担がかからないようにして、金額面で低く抑えるようにしている。しかし、全国でアンケートなどを実施すると鑑定費用は高いという声が必ず出てくる。
- 一般論として、鑑定料として高いかどうかと言え、それ程高いものではないと思うし、少し説明してもらえれば納得できる額なんだろうと思う。しかし、現実に自分が負担する費用となると別問題ではないかと思う。
- 審判に要する費用は、申立人負担というのが原則である。審判の中で、費用を本人負担とする、という申立てがされれば、その旨の審判がされることがある。

- 鑑定人を探すのが難しいという点について、他の家裁では医師会から鑑定人となるべき開業医の名簿を貰っているところもあると聞いているが、この辺りはいかがか。
- 大学医学部や医師会における専門的知識の教育の問題だと思う。鑑定についての研修を行う必要があるのではないか。鑑定を開業医にも広くやらせてもらえばいいのではないかと感じたが、やはり専門的な知識や経験が必要である。精神保健福祉法の関係で厚生労働大臣が指定する精神保健指定医という制度があり、これは以前の精神衛生鑑定医であるが、この指定医であれば、通常の鑑定業務を行うことができる。日常生活能力や判断能力を判断するのはなかなか難しい。例えば、金銭管理が自分でできるかどうかという点について、一人でできるか、病院の中にいてできるのか、援助があってできるか、というのを専門的な見方ができないと一般の家庭人のような見方をしてしまうことがあり、医師の間でも判断が別れることがある。
- 裁判所としては、どの程度のレベルの鑑定を必要とするのか。
- 鑑定書の結論部分に、財産の管理処分が常時できない、ということが明記されていることが必要である。できるできないということについては、補助、保佐、後見のどのレベルなのか幅があるが、この幅については、ある程度の専門的訓練を経なければできない面があるのではないかと思う。
- 鑑定が必要な割合というのは、どれくらいか。
- 約半分ぐらいで、鑑定省略が増えている。
- 裁判所のパンフレットなどを御覧になっていかが感じられたか。
- まだまだわかりにくい。本当に成年後見制度を必要とする人にとって、わかりやすい具体例を知れ渡らせるほうがよいのではないかと思う。
- なんとなくわかった気がするが、親族の人が面倒みるのであれば成年後見制度はいらぬのではないか。任意後見制度は使われているのか。
- 兄弟が仲良くて、お金が潤沢であっても、やはり成年後見は必要となる場面がでくる。任意後見制度も結構使われているのではないかと思う。
- どういう財産があるのかという情報が、きっちり成年後見人に入ることが重要であるが、相続財産管理人と同様に、成年後見人のところに郵便物の転送がされないのは問題である。立法問題であるが何とか解決してほしい。